

二宮町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

I はじめに

○平成24年5月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定
⇒国、都道府県、市町村等の対策に係る行動計画を策定するよう義務付け

○対象となる感染症

- ・新型インフルエンザ等感染症
- ・新感染症（感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの）

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

○新型インフルエンザ等対策の目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する
- ・町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

○対策のための役割分担

(1) 国の役割について

国は、新型インフルエンザ等が発生した時は、自らが新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

(2) 県の役割について

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

(3) 町の役割について

町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、国の基本的対処方針に基づき、的確な対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図る。

○ 行動計画の主要6項目

(1) 実施体制

特措法に基づく「緊急事態宣言」が行われた場合は、町長を本部長とする「二宮町新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。なお、緊急事態宣言

の前においても、「二宮町新型インフルエンザ等対策会議」を設置することができる。

(2) 情報収集と適切な方法による情報提供

十分な情報を基に判断し適切な行動をとれるよう、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(3) まん延の防止に関する措置

流行の最盛期をできるだけ遅らせることで、体制整備を図る時間を確保する。また、発生 of 初期の段階から、患者に対する入院措置、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

(4) 町民に対する予防接種の実施

特定接種は、特措法第28条に基づき、政府対策本部がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に予防接種を行う。また、緊急事態宣言が行われている場合の住民接種については、町が実施主体となり国が定める接種順位で接種を行う。

(5) 医療

国及び県の要請に応じて医療に関する対策等に協力する。

(6) 町民生活の安定の確保

町民生活及び町民経済への影響を最小限とできるよう、特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要である。

Ⅲ 各段階における対策

	1未発生期	2海外発生期	3県内未発生期	4県内発生早期	5県内感染期	6小康期	
(1)実施体制		<p>【国】 ○政府対策本部の設置 ○基本的対処方針の協議・決定</p> <p>【県】 ○県対策本部の設置 ○新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議の開催</p> <p>・行動計画の策定 ・訓練の実施 ・国、県との情報交換や連絡体制の確認</p> <p>P17</p>	<p>【国】 ○基本的対処方針の公示</p> <p>(緊急事態宣言の発令)</p> <p>【県】 ○県の対処方針・対策の決定 ○新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議の開催</p> <p>・緊急事態宣言がなされた場合、「二宮町新型インフルエンザ等対策本部」を設置</p> <p>P19</p>	<p>【国】 ○基本的対処方針の公示</p> <p>【県】 ○県の対処方針・対策の決定 ○新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議の開催</p> <p>P21</p>	<p>【国】 ○基本的対処方針の変更・公示</p> <p>【県】 ○県の対処方針・対策の変更と決定 ○新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議の開催</p> <p>P24</p>	<p>【国】 ○基本的対処方針の変更・公示</p> <p>【県】 ○県の対処方針・対策の変更と決定 ○新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議の開催</p> <p>P27</p>	<p>【国】 ○基本的対処方針の変更・公示・縮小・中止に係る措置 ○緊急事態宣言の解除 ○対策の評価・見直し ○政府対策本部の廃止</p> <p>【県】 ○県対策本部の廃止</p> <p>・町対策本部の廃止</p> <p>P30</p>
(2)情報収集と適切な方法による情報提供	<p>・新型インフルエンザ等相談窓口(町コールセンター)の設置準備</p> <p>P17</p>	<p>・町コールセンター設置の検討</p> <p>P20</p>	<p>・インターネット等を活用したリアルタイムの情報共有</p> <p>P22</p>	<p>・町コールセンター設置</p> <p>P25</p>	<p>・町コールセンターの強化</p> <p>P28</p>	<p>・町コールセンターの縮小・終了</p> <p>P31</p>	
(3)まん延の防止に関する措置	<p>・基本的な感染予防対策の普及</p> <p>P18</p>	<p>【国】 ○まん延防止対策の準備 ○水際対策開始、検疫強化等</p> <p>【県】 ○患者及び濃厚接触者への対応</p> <p>・国や県が行う措置及び要請を連携して町民及び町内関係機関に対して、感染拡大防止対策の徹底に努める</p> <p>P20</p>	<p>【国】 ○住民、事業所、施設等の感染拡大防止対策の強化要請 ○水際対策 ○ワクチンの速やかな供給準備</p> <p>【県】 ○患者及び濃厚接触者への対応</p> <p>・可能な限りの手段を用いて、感染拡大防止対策の徹底に努める</p> <p>P22</p>	<p>【国】 ○住民、事業所、施設等の感染拡大防止対策の強化要請 ○水際対策 ○ワクチンの速やかな供給準備</p> <p>【県】 ○患者及び濃厚接触者への対応</p> <p>P25</p>	<p>【国】 ○住民、事業所、施設等の感染拡大防止対策の強化要請 ○水際対策 ○ワクチンの速やかな供給 ○抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬の見合わせ</p> <p>【県】 ○濃厚接触者の措置の中止</p> <p>P28</p>	<p>【国】 ○水際対策</p> <p>・基本的な感染予防対策の普及</p> <p>P31</p>	
(4)町民に対する予防接種の実施	<p>・特定接種、住民接種の体制構築</p> <p>P18</p>	<p>・特定接種の実施 <特措法28条に基づき新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員等に対して行う予防接種> ・住民接種の準備</p> <p>P20</p>	<p>・住民接種の実施 <予防接種法第6条第3項に基づき、住民に対して行う臨時的予防接種></p> <p>P23</p>			<p>・流行の第二波に備える</p> <p>P29</p>	
(5)医療	<p>【県】 ○帰国者・接触者外来の設置準備 ○帰国者・接触者相談センターの設置準備</p> <p>・県と協力し、地域医療体制の整備の推進</p> <p>P18</p>	<p>【国】 ○検査体制の整備 ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄使用</p> <p>【県】 ○帰国者・接触者外来の整備 ○帰国者・接触者相談センターの設置</p> <p>・国が新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関等との情報共有</p> <p>P20</p>	<p>【国】 ○抗インフルエンザウイルス薬の適切使用</p> <p>【県】 ○帰国者・接触者外来での診療 ○帰国者・接触者相談センターの相談の実施 ○患者の増加に伴い一般医療機関でも診療を開始 ○診断された者の入院措置 ○PCR検査等の確定検査</p> <p>・町は、県と連携し、町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するよう要請する ・消費者としての適切な行動を呼びかける</p> <p>P23</p>	<p>【国】 ○抗インフルエンザウイルス薬の適切使用 ○医療機関への迅速な情報提供 ○県警に医療機関・薬局における警戒活動を指導</p> <p>【県】 ○帰国者・接触者外来での診療・帰国者・接触者相談センターの相談の実施 ○患者の増加に伴い一般医療機関でも診療を開始 ○診断された者の入院措置 ○PCR検査等の確定検査</p> <p>・医療体制の把握と町民に対して、町ホームページ等を活用して情報提供を行う</p> <p>P26</p>	<p>【国】 ○県に要請 ○医療機関への迅速な情報提供 ○診療の継続調整と抗インフルエンザウイルス薬の配分調整</p> <p>【県】 ○帰国者・接触者外来での診療 ○帰国者・接触者相談センターの相談の実施 ○患者の増加に伴い一般医療機関でも診療を開始 ○地域感染期になった場合 ○一般医療機関において診療を行う ○入院は重症患者のみとする ○医師が抗インフルエンザウイルス薬などの処方箋を発行しファクシミリ等による送付を有効とする ○医療機関・薬局における警戒活動</p> <p>・在宅で療養する患者への支援</p> <p>P29</p>	<p>【国】 ○知見を整理 ○治療指針の作成と周知 ○第二波に備え抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</p> <p>【県】 ○通常の医療体制</p> <p>・通常の医療体制</p> <p>P31</p>	
(6)町民生活の安定の確保	<p>・要支援者の把握及び具体的手続きを検討等</p> <p>P18</p>					<p>・消費者としての適切な行動を呼びかける</p> <p>P30</p>	